

J O G A 確認ラベル付の株は、1 類に該当の新発見種等^{※1} らん展への出品・JOGA 審査申請^{※2} などの手続きが簡単です



※1) ワシントン条約が発効後に新発見された、『附属書Ⅰの原種』ならびに『これの関わった交配種』について、関係法に則って輸入され JOGA の発行条件を満たした株に『JOGA 確認ラベル』を発行しております。

（発行は J O G A 組合員が正規に輸入した株に限り行います。一般の方への発行は行っておりません）

確認ラベル付きの株は、組合が主催する蘭展や審査会に参加・出品が認められています。 J O G A 組合員はラベル付株の販売も行っております。安心してご購入ください。

□ ※2) JOGA が主催する蘭展・審査会 ほか

□ JOGA 主催の蘭展・メダル審査への出品について

☞ 『確認ラベルが添付された株』は特別な手続きの必要はありません。

☞ 海外業者等から購入され『確認ラベル無し』の株の出品と申請について
審査日の15日以上前に所定の書類を組合事務所、または最寄りの組合加盟の農園に提出し申請を行って下さい。植物保全委員会で正規の輸入品であると認定しました場合のみ J O G A 展示会への出品・審査を受ける事が出来ます。（ラベルの発行は行いません）

輸入に関する書類が不備の場合は出品をお断りする事もございます。

※その他の大型蘭展等についての対応については、主催者(出展者窓口)にご確認下さい。

□ 確認ラベル付株の株分時の対応(追加発行)について

☞ 必ず株分け前に購入された組合加盟の農園にお申し出下さい。

※ 確認ラベルは、J O G A 組合員にのみ発行しております。一般の方への発行は致しておりません。